

総発 0401 第 11 号
令和 7 年 4 月 1 日

内部部局長 }
大臣官房各課長 } 殿

大臣官房総務課長
(公印省略)

「厚生労働省における外部の労働者等からの通報に対する事務手続に関する訓令」の一部改正について

「厚生労働省における外部の労働者等からの通報に対する事務手続に関する訓令」（平成 18 年厚生労働省訓第 11 号。以下「訓令」という。）の一部を別添のとおり改正し、令和 7 年 4 月 1 日から施行することとしたので通知する。

ついては、貴部局における周知徹底を図られたい。

また、改正後の訓令は、地方支分部局及び検疫所にも適用されることから、これらを所管する大臣官房地方課長及び健康・生活衛生局長においては、所管する地方支分部局等への周知方お願い致したい。